滝川（深川市）（砂川市）	滝川市（深川市）（砂川市）	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、石狩市のうち浜益区、空知郡（旭川公共職業安定所及び岩見沢公共職業安定所の管轄区域を除く。）、樺戸郡のうち新十津川町、雨竜郡（旭川公共職業安定所の管轄区域を除く。）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（受動喫煙対策推進官の設置期間の特例）

2　第二十条第四項の本省に置く受動喫煙対策推進官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

○厚生労働省令第四十四号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項及び第三十条第三項から第五項までの規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日　厚生労働大臣　加藤　勝信

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許職種等）	（免許職種等）
第三十七条　（略）	**第三十七条**　（略）
2　普通課程及び短期課程（第三十六条の十四に定めるものを除く。）の普通職業訓練に関し、法第二十八条第一項の免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）を受けた者（福祉工学科に係る職業訓練指導員免許を受けた者を除く。）が担当できる訓練は、次に掲げる訓練とする。	2　普通課程及び短期課程（前条に定めるものを除く。）の普通職業訓練に関し、法第二十八条第一項の免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）を受けた者（福祉工学科に係る職業訓練指導員免許を受けた者を除く。）が担当できる訓練は、次に掲げる訓練とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
3　（略）	3　（略）
（受験資格）	（受験資格）
第四十五条の二　（略）	**第四十五条の二**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第三十条第三項第三号に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	3　法第三十条第三項第三号に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の技能を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者	（新設）
（試験の免除）	（試験の免除）
第四十六条　都道府県知事は、次の表の上欄に該当する者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除することができる。	**第四十六条**　都道府県知事は、次の表の上欄に該当する者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除することができる。

免除を受けることができる者	免除の範囲
（略）	（略）
前条第三項第四号に規定する者	実技試験の全部

免除を受けることができる者	免除の範囲
（略）	（略）
（新設）	（新設）